

## 平成28年度第1回八尾市環境審議会 会議録

- 日 時 平成29年3月31日（金）午後1時～午後3時
- 場 所 市役所本館8階第2委員会室
- 出席委員 翁長委員、曾和委員、鍋島委員、西村委員、花田委員、清原委員、中辻委員  
山口委員、松本委員
- 欠席委員 山川委員
- 事務局 経済環境部 環境保全課  
村井課長、鎌尾課長補佐、亀村課長補佐、福島係長、武藤係長、松本係長、  
小寺副主査
- 傍聴者 なし
- 議事
  - 1 開会
  - 2 市長挨拶
  - 3 委嘱状の交付
  - 4 委員等の紹介
  - 5 会長・副会長の選任
  - 6 審議事項の諮問
  - 7 審議
  - 8 閉会
- 配布資料
  - 資料1：第10期 八尾市環境審議会委員 名簿
  - 資料2：諮問書「八尾市公害防止条例等の見直しについて（諮問）」の写し
  - 資料3：八尾市公害防止条例等の見直しに向けて
  - 資料4：八尾市環境審議会 審議スケジュール予定
  - 資料5：八尾市公害防止条例の改正について（概要版）
  - 資料6：八尾市環境関連例規集
  - 資料7：八尾市環境総合計画（改訂版）

資料 8 : 環境行動レポート 2016

参考資料 1 : 八尾市公害防止条例の概要と、八尾市民の環境を守る基本条例との関係

参考資料 2 : 八尾市公害防止条例による規制事務体系図

参考資料 3 : 公害関係法令及び大阪府条例との関係等

参考資料 4 : 八尾市公害防止条例・規則・要綱三段表

○議事の概要及び発言の趣旨

## 1 開会

事務局

大変長らくお待たせ致しました。只今より八尾市環境審議会を開催させていただきます。日頃は当市環境行政にご協力をいただきお礼を申し上げます。また、本日は年度末のお忙しい中、又、足元のお悪い中、環境審議会にご出席いただき重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。私は、当審議会の事務局を務めております環境保全課長の村井と申します。本日の司会を務めさせていただきますので、よろしくお願い致します。本日は、お手元に配布させていただきました次第に従いまして会議を進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。それでは、開会に先立ちまして、田中市長から一言ご挨拶申し上げます。田中市長、よろしくお願い致します。

## 2 市長挨拶

(市長による挨拶)

事務局

ありがとうございました。

## 3 委嘱状交付

事務局

続きまして、委嘱状の交付に移らせて頂きます。委嘱状の交付につきましては、本来でございましたら、お一人ずつ、お渡しさせて頂くべきところでございますが、時間の関係もございますので、公募委員のお二人に市長から委嘱状をお渡しさせて頂き、その他の委員の皆様におかれましては、予め机の上に置かせて頂いております。何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。それでは、公募委員の清原委員様、中辻委員様、田中市長の前にお並びください。

(市長から委嘱状交付、委嘱状読み上げ)

事務局            ありがとうございます。清原様、中辻様ご着席ください。

#### 4 委員の紹介

事務局            それでは、委員の皆様方を事務局よりご紹介させていただきます。資料1の第10期環境審議会委員名簿によりまして、お名前を読み上げさせていただきますので、その場でご起立の上、会釈頂ければ幸いです。

(出席委員の紹介)

なお、本日、八尾商工会議所総務部長代理の山川委員におかれましては、欠席とのご連絡をいただいております。

次に本日出席しております、当審議会の事務局を紹介させていただきます。

(事務局の紹介)

皆様、よろしくお願ひ申し上げます。

#### 5 会長・副会長の選任

事務局            それでは、会長・副会長の選任に移らせて頂きます。八尾市環境審議会規則第5条第1項の規定によりまして、審議会の会長及び副会長は、委員の互選により定めることとなっておりますが、いかが取り計らいましょうか。

<『事務局一任』の声あり>

有難うございます。事務局一任のご発声を頂きましたので、誠に僭越ではございますが、事務局より指名させていただきます。事務局と致しましては、会長には翁長委員、副会長には曾和委員を指名させて頂きたく存じますが、皆様いかがでしょうか。

<『異議なし』の声あり>

有難うございます。異議なしのご発声を頂きましたので、会長には翁長委員、副会長には曾和委員にご就任頂きたく存じます。お二方にはお手数をおかけ致しますが、よろしくお願ひ申し上げます。

## 6 審議事項の諮問

事務局            それでは、市長より翁長会長に対しまして、審議事項を諮問させていただきます。

（市長 諮問書読み上げ）

それでは、市長からの諮問に応じ、審議に移って頂きますが、市長はその後、公務が入っております。誠に恐縮ではございますが、田中市長につきましては、ここで退席させていただきますので、ご理解の程お願い致します。

— 市長退席 —

それでは、議事に入って頂く前に、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料の確認）

それでは、これからの議事の進行につきましては、翁長会長にお願い致したいと存じますので、よろしくお願い致します。

## 7 審議

会長            僭越ではございますが、これより私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願い致します。まず、本日の審議会ですが、委員10名中9名の方にご出席頂いておりますので、成立している事を報告させていただきます。それでは、市長から諮問のありました「八尾市公害防止条例等の見直しについて」の諮問内容等について、事務局より説明してください。

事務局            本日は第1回目という事で、「八尾市における環境関連条例の体系」と、「八尾市の現状と公害防止条例の概要」について知っていただき、改正の理由・目的についてと今後の進め方についてのイメージをつかんでいただけたらと思います。

それでは資料について私の方からご説明させていただきます。

まずは、参考資料について簡単にご説明させていただきます。参考資料1をご覧ください。

これは八尾市公害防止条例の概要と、八尾市民の環境を守る基本条例との関係を示したものです。1ページ目は公害防止条例の構成の概要を図にしたものです。

2、3ページ目は八尾市民の環境を守る基本条例についての構成の概要

を図にしたものです。この基本条例は今後よく登場しますが、本市の環境行政全体における基本方針や施策について定めた条例です。当審議会につきましても本条例に基づいております。前文に基本理念が示されております。そして第1章の総則において、目的、定義、それぞれの責務の規定がございます。

そして第2章が豊かな環境の保全及び創造に関する基本方針等で、第6条に「基本方針」が1号の公害を防止し、生活環境の保全及び創造を図ること、から、第6号の地球環境保全の推進までが規定されております。これらの基本方針に基づく環境の保全等に関する施策として、次ページの第11条から第19条までがあり、これに基づき、関連条例、要綱等が制定されております。公害防止条例は第11条の「生活環境の保全等」に基づき制定されています。他にも緑化条例や生活環境紛争処理条例などもございます。

これが八尾市の環境関連条例の体系です。

次に、参考資料2をご覧ください。これは市条例による規制事務の体系図となっております。今後の参考にしていただければと思います。

次に、参考資料3をご覧ください。図1は環境基本法に基づく、環境関連法令の体系図です。見えにくいですが色がついている部分が、主に当課が召喚している法律です。裏面に行きまして図2は現在の公害関係法令及び大阪府生活環境の保全等に関する条例、及び市条例に基づく本市の規制事務の内容について記載しています。

次に参考資料4について、現行の市条例と施行規則、運用要綱の三段対照表となっております。今後、例規集と合わせてご活用いただければと思います。

それではここから今回の諮問に関する説明をさせていただきます。まずはお手元の資料3「八尾市公害防止条例等の見直しに向けて」をご覧ください。

また、参考資料1についても適宜ご確認いただければと思います。

まず、条例の見直しの背景についてご説明させていただきます。一般に公害防止条例とは、地方公共団体が公害防止に取り組む基本姿勢を示すとともに、地域の特性・実情に応じた対策を盛り込こんでいる条例です。都道府県は全て、市町村についてもその多くが制定しています。

八尾市公害防止条例（以降略して「市条例」と呼ばさせていただきます。）、市条例は、先ほどの諮問趣旨にもありましたが、公害に対する未然防止を図り、市民の良好な生活環境を確保するために昭和54年に制定し、翌55年4月1日から施行しております。これまでに特定工場等の許可制度や

カラオケ規制など、その運用により、一定の成果を上げてまいりました。

市条例は施行から30年以上が経過し、この間の公害関係法令及び大阪府の関連条例の整備や権限移譲による規制の強化、事業者、市民の取組みによる市域の環境の改善状況などを踏まえ、規制の対象や規制基準等について、その必要性も含めて検討すべき時期に至っていると考えています。

一方、自動車公害や近隣騒音、悪臭などの都市生活型公害、地球温暖化など、環境問題は近年複雑多様化してきています。

これらの新たな環境問題に対応するため、市民、事業者、行政のパートナーシップによる公害の防止や地球温暖化対策の推進など、市条例を現在の本市の状況に即した内容とする必要が生じています。

次に、市条例における規制の概要についてご説明させていただきます。市条例は、対象となる工場・事業場（以降「工場等」と言います。）の設置を許可制にしています。また、住居環境確保のための規制として、カラオケ規制、幹線道路沿いの規制、工業地域内住宅規制などを定めています。

（参考資料1）における第2章「公害発生源の規制等」の部分になります。

工場等に対する規制として、まずは特定工場等の許可制度がございます。本市は中小企業が多く、工場等と住居が混在しております。この住工混在による騒音などの公害発生の未然防止のため、条例で定める市内の特定工場等に許可制度を導入し、独自の許可基準を設けるとともに、対象となる公害関係法令に基づく手続きや規制についての指導も合わせて行うことにより、総合的な公害発生の未然防止を図っています。

2つめは規制基準の遵守です。全ての工場等に対し、水質、騒音、振動について規制基準の遵守を義務付けています。

3つめは、屋外作業の禁止です。全ての工場等に対し、騒音・振動、粉じんが発生するおそれがある作業、例えば金属くずの加工や自動車の解体作業などを屋外で行うことを禁止しています。

4つめは地下浸透の禁止です。

全ての工場等に対し、規則で定める有害物質又は水素イオン濃度が5.8未満又は8.6を超える、よく酸又はアルカリと呼ばれるもの、を含む排水について、地下浸透を禁止しています。

5つ目は貸工場の規制です。

騒音についての公害発生の未然防止のため、貸工場の設置者に対し、建物についての構造基準を設けています。貸工場というのは、一つの建物に複数の工場が連なって操業している建物の事です。どのような工場が入居するのかわからないことが多いため、騒音についての規制基準を遵守でき

るよう、建物の建設時に、壁や窓などに防音対策を義務付けるものです。

6つめは公害防止責任者の設置です。

公害の防止及び公害防止施設（例えば排水処理施設など）の維持管理体制等の確立のため、特定工場等に対して公害防止責任者の設置を義務付けています。以上が工場等に対する規制の概要です。

次にカラオケ規制についてご説明いたします。

本市は飲食店営業又は風俗営業を行う者に対し、カラオケの設置届を義務付けています。当時は全国初で話題にもなったようです。現在でも届出制をとっているところはほとんどないと思います。府内では本市だけです。

また、騒音防止のため、カラオケ装置の設置基準として、午後9時から翌午前6時までの間にカラオケ装置を用いて営業する場合、建物についての構造基準を設けています。

次に特定建設作業に対する規制についてです。

これはくい打機、バックホウや削岩機など、建設工事等において使用する特定の重機について騒音・振動についての規制を設けるものです。騒音規制法、振動規制法、大阪府の条例においてもそれぞれ規定があります。市条例においてはこれらに加え、市独自で2つ作業を規定し、規制基準の遵守を義務付けています。

その他の規制として、指定道路沿道の緩衝地帯の設置、工業地域内の住宅規制、駐車場の規制、屋外燃焼行為の禁止、油の流出防止などの規制がございます。また、環境影響評価もあり、これも当時としては条例に位置付けるのは珍しかったようです。

次に、市条例制定後の状況の変化について、大きく4点に分けてご説明させていただきます。

1つめ、公害関係法令等の整備状況について、平成5年に国において環境基本法が制定され、今後の環境行政を推進していく上での基本的な理念やあり方が示されました。

これを受け、平成6年に大阪府において、大阪府環境基本条例が制定されました。そして同じ年に、大阪府公害防止条例が廃止され、大阪府生活環境の保全等に関する条例（以下「府条例」という。）が制定されました。

こうした動きの中、本市においても平成8年に、先ほどご説明いたしました八尾市民の環境を守る基本条例の全部改正を行っております。

その後も、平成11年に「ダイオキシン類対策特別措置法」や「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」いわゆるPRTTR法が、平成14年には「土壌汚染対策法」が制定されました。

こうした法律や府条例が整備されるとともに、それらに基づく規制権限が大阪府から本市へ権限移譲されてきました。平成30年4月の中核市移行時には、「瀬戸内海環境保全特別措置法」に基づく許可の権限についても本市に移譲され、これにより公害関係法令に基づく大部分の事務について、本市が規制権限を有することとなります。

2つめ、企業による自主的な公害防止・環境保全対策について、近年の環境意識の高まりを背景に、環境マネジメントシステムの導入など、企業による自主的な公害対策・環境保全の取り組みが進んできています。

3つめ、市域の環境の状況について、公害関係法令等の整備や権限移譲による規制の強化、事業者、市民の取組み等により、大気汚染、水質汚濁など、本市の環境は改善傾向にあります。お手元の資料8、環境行動レポート2016の20ページから46ページにかけて、本市の大気汚染や水質汚濁、騒音などの環境の状況が記載されております。

そして4つめ、公害苦情の状況について、本市の都市構造は住工混在となっており、そのため公害苦情が発生しやすく、近年は年間約200件、当課へ寄せられております。

大気関係、特に屋外燃焼行為によるものが最も多く、次いで騒音、悪臭となっております。近年の生活様式の多様化や近隣との付き合いの希薄化などから、都市生活型の苦情が多くなっています。資料8、環境行動レポートの48ページに記載がございます。

以上の4つが、市条例制定後の状況の主な変化でございます。

次に、現行制度の課題についてご説明いたします。

まずは、工場等に対する規制について、規制基準や、基準違反に対する行政処分等について、法、府条例と二重規制になっているものがございません。

汚水に係る有害物質について、水質汚濁防止法及び府条例と、市条例とで違いが生じています。また、水質の規制基準についても一部、違いが生じています。

地下浸透規制について、平成24年の水質汚濁防止法の改正により、健康項目による地下浸透の未然防止の規定が設けられたことを踏まえ、土壌汚染、地下水汚染の未然防止のため、対象物質等、規制の見直しを行う必要があります。

市条例で定める特定工場等について、制定当時と状況が変わっているため、見直しを行う必要があります。

悪臭規制について、公害苦情の状況等を踏まえ、検討を行う必要があります。



次に、特定建設作業に対する規制について、特定建設作業について、法、府条例と二重規制になっているものがあります。また、市独自の特定建設作業について、その必要性も含めて検討する必要があります。

そして、その他の規制等について

まずは公害防止協定について、これは本市が事業者と公害防止に関して結ぶ協定のことです。近年の環境問題も踏まえ、今後の在り方やその内容について検討する必要があります。

次に、自動車公害や近隣騒音などの都市生活型公害対策の在り方について、八尾市生活環境紛争処理条例との連携も含めて検討する必要があります。

そして環境影響評価について、平成9年に制定された環境影響評価法、平成10年に制定された大阪府環境影響評価条例に基づく制度の内容を踏まえ、八尾市における制度の在り方について検討する必要があります。

以上が現行制度の課題でございます。

5. 最後に新たな制度に向けた基本的な考え方についてご説明いたします。

新たな制度に向けた基本的な考え方と致しまして、現行の八尾市公害防止条例の役割と意義について継承しつつ、二重規制の解消など、公害関係法令による規制との整合を図るとともに、市の条例として必要な規制項目、規制手法、規制対象及び規制基準とするよう内容を整理することとします。さらに、近年の都市生活型公害や地球温暖化などの問題に対応するため、規制だけでなく、市民、事業者、行政のパートナーシップによる公害の防止、環境への負荷の低減に向けた取組みの推進により、現在及び将来の市民の快適な生活環境の確保から地球環境保全へという目的を踏まえて検討することとします。

以上が資料3についての説明でございます。

続きまして資料4、審議会等における答申までの審議スケジュール予定についてご説明させていただきます。

先ほどご説明させていただきました課題等に基づき、概ね月1回の開催で5回程度、御審議を頂き、御答申を頂きたいと考えております。時期としては8月下旬を予定しております。非常にタイトで申し訳ございませんがよろしく願いいたします。

一方、表の右側の環境施策推進会議についてご説明いたします。

これは環境審議会と同じく八尾市民の環境を守る基本条例に基づき、市の関係機関で構成されています。市条例には公害関係法令だけでなく、用途地域など、他法令に関する内容も含まれております。今回は本市の今後

の方向性についても考える大きな見直しとなります。そのため、当会議の作業部会において関係課にて検討を行い、必要に応じ、環境審議会の議題に盛り込み、御審議いただくことを考えております。

最後に資料5「八尾市公害防止条例の改正について（概要版）」をご覧ください。

今、私がお説明申し上げた内容が簡潔にまとめられております。今回の市条例改正の理由、目的について再度ご説明いたします。大きく4つございます。

①公害関係法令、府条例等に基づく規制制度と市条例の規制制度との関係の整理。本市の他条例との整合。

②本市の公害苦情の現状等を踏まえた中核市移行にあたっての今後の公害（環境）行政のあり方の検討。

③近年の産業型公害から都市生活型公害への変遷、地球温暖化を始めとした地球環境問題等を踏まえた、市民、事業者、行政のパートナーシップによる公害発生の未然防止や地球温暖化対策の推進。

④環境影響評価のあり方の検討。（中核市移行に伴う、産業廃棄物処理施設の許可事務の移譲等。）

この4点を念頭に今後、御審議を頂きたいと考えております。

長くなりましたが、わたくしからの説明は以上です。

今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

会長 ただいまの事務局の説明について、ご意見・ご質問等はありませんか。

委員 審議会の任務、役割の確認ですが、中核市移行をめざして八尾市公害防止条例の見直しという事で条例案を作るという事ですね。機械的には資料3の3ページ目の現行制度の課題とかかかっている内容がありますよね。これは、これまでの公害防止条例の運用の中で、やはり見直されなければならないと考えられてきた課題が明記されていて、順番に列挙された内容のいくつかについて、課題をこういう風に変えたいという原案を事務局の方から出されて、我々がそれに意見する形で進めさせていただいてよろしいですか。

事務局 基本的にはそう考えております。テーマごとに、こういう方向でいきたいという案をお示しさせていただいて、ご審議いただく。一部、環境影響評価でありますとかパートナーシップによる公害防止とか、本市の今後おける方向性に関しても、案をお示した上で、ご審議いただきながら進め

てまいりたいと考えております。

事務局       少し補足いたしますと、現行の八尾市公害防止条例は規制の条例となつてございます。ですから、行政が工場に対してこの基準を守ってくださいという形になっております。先ほど市長からありましたように、市民と事業者とのパートナーシップ、3者がこれからの環境問題を考えていく上で、どういった形が望ましいのか、今のこの条例を踏まえた中で10年後、20年後、30年後の未来の八尾の環境をどういう形で作っていくのかを含めまして、こういった方向性はどうかといったことを委員の方からご意見いただけましたら、それも含めまして、環境施策推進会議という庁内で議論する場がございますので、そこでもはかりながら進めていきたいと考えてございます。

委員           もう一度確認なんですけど、八尾市民の環境を守る基本条例だと守備範囲は自然環境の保全とかありますよね。今回はそういうところに入ってなくて、その中の公害の公害防止条例の守備範囲のついでにのみ見直しという事で範囲がだいたい決められてるということでしょうか。

事務局       今、委員がおっしゃられました点につきましては、お手元にお配りさせていただいております八尾市環境総合計画の冊子がございます。こちらの3ページの図1に計画の対象範囲がございます、こちらが大きなイメージをしていただく中で一番分かりやすいのではないかと考えてございます。大きくは地球環境という形で大きな外枠がございます、その中に左側に生活環境と書かれている部分が、委員がおっしゃっていただきました公害防止条例が範囲として持つ部分であるのではないかと考えてございます。ただ、歴史文化でありますとか都市環境でありますとか密接に絡み合っております。大きな枠でいいますと地球環境をどうももっていくかところを含めまして、この公害防止条例を単なる事業者への規制だけではなく、例えば今までの事業者の役割が今までは規制基準を守るというところから、市民とのパートナーシップであったりとか、もうちょっとくだけていいますと、周辺清掃をされていて、あそこの工場さんと今まで話したことが無かったけれども、話す機会ができたよねとか、今までの単なる基準だけでなく、そういった項目等々を追記できたらと思っております。

事務局       補足をさせていただきます。お手元例規集がおありかとおもいます。8ページの八尾市公害防止条例の条文があろうか思います。第1条に目的が

書いてございます。その目的の中で、八尾市民の基本条例で第11条という風に書いてございます。ページを戻っていただきまして、3ページですね。第11条のところに生活環境の保全等というところで、読ませていただきますと、「市は、公害を防止することにより、市民の生活環境の保全を図るため、必要な規制の措置を講ずるものとする。」と書いてございます。こちらが先ほどから申し上げている八尾市公害防止条例の規定でございます。ここだけにとどまらず、新たなパートナーシップでありますとか、そういったところを今後検討として盛り込んでいくと考えておりますので、よろしくお願いたします。

委員 資料3の3ページ目、公害苦情の状況として、近年は年間200件程度で推移しておりますという風にご記載されているんですけども、その内訳、について、もうちょっとだけ何か参考になるようなことをお聞きすれば、考え方がちょっと変わってくるんじゃないかと思えます。

事務局 ありがとうございます。今、委員のご指摘いただいた内容にすべてそえるかどうかわからないですけども、資料8、環境行動レポートの48ページに公害苦情の受付件数、過去2年の件数と過去10年のグラフが掲載されております。これを見ると、大気関係が一番多く、次いで騒音そして悪臭という形になってございます。大気関係の中では屋外燃焼行為、植木の剪定くずとか、最近は何、農業の関係の野焼きでお電話をいただくこともございます。騒音関係でいいますと、建設工事の関係が最も多いですけども、金属製品の製造関係の工場に関する苦情もございます。

委員 分かりました。また、会議の進行で不明な所はお教えいただきたい。

事務局 お伝えさせていただきます。

委員 これからやろうとしていることについてですけども、思い出すが、国が公害対策基本法というものから環境基本法に変わった時に、公害対策基本法の中身は環境基本法に含みつつ、そこには入っていなかったようなもうちょっと視野がひろがったりとか、それから予防型のことでありますとか、そういうことを盛り込んできたという風に記憶しています。今回のこの改正は、規制の内容について、他の法律などと二重規制のところがあったり、違いが生じていたりするので、ここら辺を見直しますということとか、それから以前作った時とは状況が違っているので、そのあたりの基

準を見直していきますということが一つあると思うのですが、もう一つ、資料3の4ページにもありますように、新たな制度に向けた基本的な考え方について、公害防止を超えた、環境保全を超えた、環境創造のようなどころまで踏み込むのかどうかということをお教えいただきたいと思っております。見直しについてどこまでを考えていらっしゃるのかということですね。そう考えてくると果たして公害防止条例ということでもいいのかどうかということも少し考えなければいけないのかなと思ったりしておりますが、そのあたりについてお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

事務局

今委員からお話ございましたように、以前でしたら、工場のばい煙が、すごい水が流れてる、音も工場の音でうるさいというのが多く、それをどう規制していこうかということが主だったのですが、近年はCSRの観点でありますとか、工場も周辺住民にご配慮いただきながら操業されているという状況でございます。そのような中で、この公害防止条例という名前につきましても今後は見直さないといけないのかなというところもございます。先ほどご説明申し上げましたが、大きな地球環境の中で、部分的に公害というものが占めていますが、今後はそこから少し手を広げていく。つまり今までの工場が単に基準を守るところから、更に何か、例えば地球に対してでありますとか、地域の住民に対して何かできることはないのかといった視点を事業者様の方から提案いただけるような内容へと一歩進めていけたらなというようなイメージでございます。一つ例を申し上げますと、現行の公害防止条例の中に公害防止協定というものがございます。この公害防止協定というのはある一定規模の事業所に対し、基準を若干きつく設定させていただいたりとか、周辺への緑地帯を設けていただくとか、環境への配慮という規定を設けているんですけども、例えばその中で地域の方が安心して生活できるような形へと協定の中身等々も検討できたらなと思っております。また、環境総合計画の中に基本方針がございます。その分野別に基本施策というものがございます。例えば地球温暖化対策の推進でありますとか循環型社会の構築でありますとか、自動車による環境負荷の低減とかこういったものでございます。これらの項目につきまして、現状と問題点というものを我々が業務を進めていく中で明記しております。これらの1点1点につきまして、これは条文化した方がよいのではないかとか、ここの部分はもうちょっと先まで見据えて考えた方がよいのではないかと。そういったところの中身をご意見いただければと思っております。

委員           そうしますと、公害防止条例というような枠を超えた部分を考えていく  
というような、そんな感じですか。

事務局           資料5を見ていただくと一番分かりやすいと思います。八尾市公害防止  
条例の改正について（概要版）ですね。上から三つ目、市条例改正の理由・  
目的、として4つあげさせていただいたんですけれども、その一つ目です  
ね、ベースは公害防止条例ですので、公害関連法令、府条例等に基づく規  
制制度と市条例の規制制度との整理、整合性を図っていくことがベースに  
ございます。二つ目は、平成30年4月に中核市の移行に向け、中核市に  
見合ったような公害行政、環境行政を考えた見直しも含めていきたい。①  
のちょっと外側の部分かなと思ってございます。三つ目は、近年の産業型  
公害から都市生活型公害の変遷、これは公害のありかた、先ほど事務局か  
ら説明がありましたように、公害のありかたそのものがちょっと変わって  
きているということでございます。それに加えて、温暖化をはじめと  
した地球環境問題といったところも念頭におきながら、市民、事業者、行  
政のパートナーシップによりまして、公害発生の未然防止でありますとか、  
具体的に申しますと、よく市民さんよく聞くんですけれども、隣の工場か  
ら煙が出てくるとか音がするとか、ただいったい何の工場さんか分からな  
い、不安でありますとか、というお声をよく耳にします。ですので、そこ  
はですね何かパートナーシップを結んでいく中で透明性の確保であります  
とか、そういったことを通じて、今までは上から規制行政の中で公害防止  
を図っていたわけなんですけれども、パートナーシップを構築していく中  
で、公害の未然防止ができないかということを考えてございます。四つ目  
といたしまして、環境影響評価でございます。これはですね、若干、中核  
市移行も関係しているところがあるのですが、産業廃棄物の規制行政の権  
限を市が持つこととなります。その中で、産業廃棄物処理施設であります  
とか、こういった施設の申請が上がってきた時に、どのように環境影響評  
価をやっていくのかということも議論していかなければならないと考  
えてございます。よろしく願いいたします。

委員           たとえば条例の条文を書き換えるというような範囲がはっきりしている  
と非常にやりやすいんですけれども、そういう問題を検討しながら、たと  
えば今説明があったような、工場と周辺住民とのパートナーシップとかい  
いますと、それはどういうものとして考えるのか、条例の中にそれも含め  
て条例を考えるのか、あるいはまったく別の環境行動憲章とか何かそうい  
うものを作ろうというのか、そこはみなさん心配しているのではないかと

思います。

事務局           ご意見ごもつともだと思います。今後、今、会長がおっしゃったような制度を構築していく上で、基盤となるようなものを条例に盛り込めないかということも中で話をしているところでございまして、今後、具体的な案をこちらで作成させていただければと思います。その際、ご意見等をいただきますと助かります。

委員               形を事務局でつくっていただけると、我々も意見を言いやすくなるんですけれども。

委員               委員の任期は2年ありますよね。それで、公害防止条例の改訂は中核市の関係で、6か月で意見が欲しいとのことですので、そういう公害防止条例の新しい改正案の審議が中心になっていくと理解している。それで、いただいた資料で参考資料1というのがあって、その3枚目、第3章、豊かな環境の保全及び創造に関する施策とあって、左側に環境の保全を非常に広くとらえた場合の、生活環境の保全、自然環境の保全、歴史的文化的環境の保全、都市環境の保全、廃棄物、地球環境保全といったものがずっとありますよね。右側にそれに関係する八尾市の条例の体系が書いてあってですね、太字で八尾市公害防止条例がありますよね。とりあえずはこの八尾市公害防止条例の改正を軸にしながら議論するという事なんですけれども。たとえば左側にあるところで、環境影響評価にかかる措置は左では第18条というので書かれていて、右側は空欄になっているけど、八尾市の公害防止条例の中には環境影響評価をするという条文があるので、ここも一応守備範囲になるだろうし。先ほどから地球環境保全とかという話をされているので、そういう話もこの八尾市公害防止条例、今後どうなるか分からないけど、入るかもしれませんね。また、都市環境の保全ではいろんな条例とか条項、緑化条例や中高層建築物指導要綱とかありますので、とりあえずはここでやっていくことなんでしょうけれども。委員になっての要望としては、自由に意見を言えるようにしてほしい。とりあえず公害防止条例の改正を6か月でやっていくということはやるけど、その他いろいろ気づいたことがあれば言えるようにしてほしい。任期は2年間ありますから、事務局に汲み取っていただいて、今後の事も考慮して様々な意見を出してくださいと言っていただくと、思ったことを言えるのではないかと。ただ、公害防止条例の改正はかなり差し迫ったというか、6か月でかなり大きな条例の全面改正、こういうのはふつうは1年ぐらいでやるもの

だと思いますので、短いなど、割とタイトだと思いますが、大体そのイメージで考えたいと思います。

委員 2年間とおっしゃったんですけれども、委員のスケジュールは1年4か月、8月末ぐらいですね。2年間のスパンで考えたら、2年目もこのつづきで、公害防止条例でいく訳ですか、そうじゃないですよ。これは本年度内、半年でけりをつけないといけない。わかりました。先ほどの資料3の中で、現行制度の課題というのがありますね。工場・事業場に対する規制についてということなんですけれども、やはり、府と市と二重行政みたいな規定になっているのは私もいけないと思いますし、そういう点も最低限クリアにしていかないといけないと思います。その他について、何かこれが重点であり、最低限こうやという、事務局の思いを教えてください。

事務局 先ほど、委員の方から中核市ということがございましたけれども、確認のためご説明させていただきます。中核市に見合った八尾市公害防止条例の改正は、中核市になるからといって、八尾市の公害防止条例を改正しななければならない、平成30年4月のタイミングで必ず改正しないとけないということではありません。ここだけ改めてご説明もうしあげます。中核市移行を契機に、我々としても一つ上のステージに上がるので、それに見合った条例にしたいと考えている。非常にタイトなスケジュールであることは間違いございません。今描いている絵といいますのは、大体8月、9月ごろまでに答申をいただきまして、平成30年の3月議会に公害防止条例の上程を考えておりますが、場合によってはよりよい条例改正に向けた取り組みをしていきたいと思っております。非常に厳しい場合は若干延びることも考えておりますのでよろしくお願いいたします。

会長 他にご意見はございませんか。

委員 公害防止条例改正に向けて、教えていただいたことがあります。どれぐらいのスパンで考えているのか、先ほどの話にもありましたが、30年ぐらいの規模を考えているのか、別の市の委員会で将来的なことを議論するにあたっては50年とか100年、100年は実態がわからないところがあると思いますけれども。そのあたりをどういう風に考えているのか。それと、市はどのように変わっていきそうなのか。日本全体でいうとたとえば人口減少社会が到来し、少子高齢化社会といった議論が出てくると思います。日本全体ではそうかもしれませんが、市としてはもしかしたら人口



が増加しているかもしれないし、どういったスパンで議論していくべきなのか教えていただきたいです。

事務局

先ほど30年後と申し上げたんですけど、今回の公害防止条例が昭和54年に制定されまして、30数年来改正してこなかったということもございます。同じようなスパンで、先を見据えた中で改正ができたならなど考えております。基本条例の中の11条の生活環境というところを、主に公害防止条例では担っていますが、地球環境全体を見て、これから先も存続していくような形をもって創造していきたい。八尾市も人口減少が起こっておりますが、世帯数は増加しております。そういった中で住民間の希薄化といったことも苦情の要因の一つとなっております。地域での自治、地域分権も市としても進めているが、本当の意味での連携がとれているのか。公害防止条例とはずれるかもしれませんが、そういった状況もございます。そういった状況も踏まえながら、工場の役割でありますとか、一法人、一個人と対等な位置づけといたしますか。今でしたら共働きの社会となっておりますが、工場が共働きの家を見守っているよといったイメージを、地域全体の一員として担っていける役割というのを、単なる公害を出さないという視点ではなくて、地域への貢献とかそういったプラスアルファの要因を考えていきたい。本来の公害防止条例からすると大きな視点になるかもしれませんが、そういったところも考えながら規制や協定について考えていきたいと思っております。

委員

ありがとうございました。1点だけお聞きしたいのですが。市条例ができて30数年後に改正ということですが、今回変えたものを次の30年後ではなく、適宜改正してよりよいものにしていく形になるのでしょうか。

事務局

そうでございます。公害防止条例は行政からの規制がございまして、たとえばある一定の基準値を設けた際、これを緩和する、より強固にする時にある一定の理由が必要となってくる。その中で、改正するにあたり、この基準を下げるのか上げるのか、明確な根拠となるバックデータがなかったので先送りになってきました。一方で、環境総合計画を平成10年に最初に作成して、平成22年に改訂してございます。本来であれば、計画を立てた年に計画に基づいて条例を改正すべきなんですけれども、大きな改正をせず今日にいたっております。

委員

分かりました。

委員 確認なんですけれども、公害防止条例の改正が平成 2, 4, 7, 8 年に  
していて、施行規則の改正が昭和 55 年、57 年から平成 28 年まである  
ので、検討してきていないことではないと思う。これは、今回の改正とど  
ういった違いがあるのか教えて欲しい。

事務局 すみません。公害防止条例の改正はしていますが、簡易な文言修正であ  
ったり、法令が変わったことに伴う改正しないといけないところを改正し  
ています。平成 8 年 3 月 29 日については、八尾市民の環境を守る基本条  
例の全部改正に伴う、それに関連する条文の文言修正であります。

委員 中身はほとんど変わっていないということですね。

事務局 内容についてはほとんど変わってないです。規則に関しては、大きく変  
えてはないんですけれども、平成 28 年の改正では、大阪府から権限移譲  
を 24 年にいくつか受けた時に見直しまして、一部、二重規制となってい  
る部分の整備などを行いました。その際も条例に関しては改正していま  
せん。

委員 分かりました。具体的な規制基準は規則でもっていますよね。それはほ  
んどいじっていないのですか。

事務局 工場等に関する規制基準は、条例で環境審議会の意見を聞いて定めると  
なっており、変更に関しても審議会を開かなければならないんですけれ  
ども、今まで開いていません。

委員 地球温暖化対策についてお伺いしたいんですけど、従来の公害防止条例  
の枠組みには入っていなかったとのことで、どのようなことを考えられて  
いるのかお伺いしたい。化石燃料の使用量、CO<sub>2</sub>の排出量を具体的にど  
のように削減していくのか、大きな意味では省エネなんですけど、実際に  
CO<sub>2</sub>の排出量を減らすところまで踏み込んで、規制はできないかもしれ  
ないんですけど、報告といったところを考えておられるのかお伺いしたい。

事務局 公害防止条例自体が公害の防止ということで規制がメインとなっていま  
すが、八尾市公害防止協定という工場と八尾市が結ぶ協定、こういうもの  
を活用して、義務化は難しいと思いますが、工場の自主的な取り組みを促

していくような位置づけの条文を入れ、工場の省エネを促進していくようなものを規定することを考えています。大阪府の温暖化防止条例の中で、一定量以上のエネルギーを使用しているところは報告の義務がございます。先ほど説明させていただいた中でも、今すでに二重規制となっている部分がございます、工場の事務を簡素化することも必要であると思っております。二重規制にならないような温暖化防止の取り組みを工場にお願いしていく。そういう条項を入れられればなどと考えております。

委員                    チャレンジ80との関係はどうなるんですか。

事務局                チャレンジ80とは、平成32年度までに1990年度比で温室効果ガスを25%減らす、平成62年度までに80%減らすという目標になっておりますが、世界的にも80%減らさないといけないことがパリ協定の中で話が合った中で、八尾市としてもそれに向けた取り組みをしないといけません。二酸化炭素の排出係数が上がっており、難しい状況ではあります。このチャレンジやおの取り組みに合致して、工場もいっしょに取り組んでいけるような内容を条例に入れたく、ご意見をいただきたいと思いません。

委員                    教えていただきたいんですけど、公害防止条例というのは主に有害物質など、環境にとってあまりよくないものを排出するのをいかに規制するのかが公害防止のスタンスとしてある。その枠組みで、果たして地球温暖化や生物多様性といったところまで踏み込めるのかがひっかかるところです。たとえば八尾市の環境総合計画があります。その中の環境面を取り出して、これがどうなっているのかを毎年チェックしているのが八尾市環境行動レポートではないかと思えます。この環境総合計画という、大きな基本計画の中の環境の部分を取り出した環境基本計画、八尾市民を守る基本条例と、八尾市公害防止条例とのそれぞれの関係がどうなっているのかということ、今回見直そうとしている八尾市公害防止条例はどのような位置づけになっていくのかを整理するのが難しいので教えていただきたいです。

事務局                根本的な位置づけの中で八尾市民の環境を守る基本条例がありまして、そこから公害面を規制していく中で公害防止条例が位置づけられています。一方で環境総合計画が平成10年に作られまして、それは八尾市民の環境を守る基本条例の第7条に位置づけられています。その中で行政、市民、事業者の取り組みを位置付けています。そして実際、どんな活動をしている

のかを環境行動レポートの中に行政の取組みや市民との協働の取組みの中身を年次報告として書いています。なぜ公害防止の中で温暖化防止なのか、疑問に思われているところもあると思いますが、全体的な環境をよくしていく、八尾市の環境をよりよいものにしていく中で、公害防止条例が、昔から規制といった位置づけであったんですけども、地域とのつながりをよりよくしていくと八尾市全体の環境がよくなっていくんじゃないかと考えています。事業所は地球温暖化防止の取組みをすることで、省エネにもつながり、地球環境の保全につながっていきます。公害防止条例という名前そのものを変えていく、大阪府は大阪府公害防止条例という名前が、いろんな観点、を取り込んでいって、大阪府生活環境の保全等に関する条例という名前に変わり、位置づけが変わってきました。八尾市の公害防止条例も同じような形で、八尾市のよりよい未来の形は何なのかということを考えていく条例にしていきたいと、ご意見をいただきたく思っております。

委員           たぶんそういう主旨だと思いました。そうすると、今回の見直しというのが、限りなく八尾市民の環境を守る基本条例と性格が似てきませんか？

事務局           八尾市民の環境を守る基本条例は基本的に理念条例となっております、より具体的に。

委員           というと、八尾市環境総合計画があるんですよね。八尾市民の環境を守る基本条例に基づく施策を総合的かつ計画的に推進するのが環境総合計画。今見直そうとしている公害防止条例の方向性を広くしましよとかあるいは出てくる有害物質を規制するだけではないようにしましよということですよ。そうなってくると、住み分けといいますか、条例が目指しているところが同じような気がするんで、先ほど名前を変えることもあると聞いて、ほっとすると同時に、ますます違いが分からなくなってくるような気がしたんですけど、いかがでしょうか。

事務局           先ほど申し上げたとおり、基本的には理念条例に基づいてその中に計画があります。計画の中では具体的な規制手法や取組みに関した細かいことは規定しておりません。こういった形で八尾の環境をよくしようという各分野別のこういった方向性でいこうといったことを書いています。そのより具体的な取組み手法であったりとか規制数値であったりとかを公害防止条例にあてていこうということです。基本的に本市のチャレンジ80も計画であります。この中に2050年に80%削減していこうという目標が

あります。より具体的な手法としてどういったことをするのか、どういうことを条例上に規定していくのが、今後考えていく公害防止条例の見直しで検討していきたい事項であることをお伝えさせていただきます。

委員           そうすると、たとえば地球環境に広げることと矛盾するような気がするのですが。

事務局           もともとの公害防止条例は、排出の基準を守る、基準を設定していました。一方で、公害防止協定とは、基準とは別に自主的に八尾市と協定を結んでいます。その中で、たとえば我々はこれだけ排出している環境に負荷を与えているけれども、エネルギーを削減することで地球に良いことをやっているんだというプラスマイナスの部分とうまい具合にしていきたい。協定の中で、省エネ機器に変えることで電気使用量は削減してCO<sub>2</sub>としてはマイナスになった、事業活動の中での粉じんなどは減らないけれども基準は守っている。その中でプラスアルファ、協定の内容を見直したりとか。地球温暖化に関しては規制基準値を設けるのは難しいので努力規定になるかと思うんですけども、そういったものを条例に入れていきたいイメージです。

委員           継続的に議論していったらよいと思うんですけど、とりあえず事務局は温暖化防止と環境影響評価をやりたいと思っているんですよね。大阪府は生活環境の保全条例とは別に、温暖化防止条例や環境影響評価の条例を持っている。すべて公害防止条例に盛り込まなければいけないのか、温暖化防止条例や環境影響評価条例をついでにつくっていきましょうみたいな、中身的に温暖化防止と環境影響評価の問題も考えたいとのことですので、それを公害防止条例の中に盛り込むのか、別だてになるのかは、今のところはオープンにした方がよいと思います。つまり、いくつかパターンがあると思います。公害防止条例に温暖化防止を含めるのは、公害防止条例とは少し違うなというご意見の通りだと思います。それから、従来は規制を中心にやっていたのをもう少しパートナーシップを強調したいというのは公害防止条例の枠内で十分考えられる話です。最近の環境法の考え方は、企業に対して違反を取り締まる。企業は違反を隠そうとする。そこでものすごい緊張関係が生まれて、違反の数が多くて摘発が困難で見逃されたりする。そうじゃなくて、環境を保全する、公害を防止するのは、企業も行政も市民も共に目指す目的であるから、企業が自主的な目標を立てて、これを守ります。これを行政が聞いて、これを支援する。優良な企業であれ

ば、ちょっと特典を与える、「エコ推進企業」であるとか、推奨するとか、そういう風に規制一辺倒ではないやり方でやっていこうというのが、最近の環境法の流れである。そういう考え方を公害防止条例の中で明確にしていきたいというのはよく分かる。

事務局

ありがとうございます。一点、環境影響評価についてなんですけれども、中でも話をしております、対象事業の問題もございます。国の法令法律や大阪府の条例がある中で、先ほど委員がおっしゃいましたように、対象事業をいくつか設けるのであれば新たに条例を制定するのが一番いいだろうと考えております。一方で現在の八尾の状況と照らし合わせて、国の法律と大阪府の条例の事業だけで十分であろうということになれば、大阪府の条例と国の法律に基づく手続きの中で知事が市長に意見を訊いてきた際に、専門家の委員の意見を聴くことが必要となってきます。そのための委員会の設置規定が現在の条例にはありませんので、その委員会の設置だけでしたら公害防止条例に盛り込み、合わせて産業廃棄物の処理施設の手続きの中でも生活環境影響調査がありまして、同じく専門委員の意見を聴く規定もございますので、その分も盛り込むことも考えております。ボリュームとバランスを考えて新たに条例をおこすのか、公害防止条例の名前を変えて、そこに組み込むのかというのは今後、案をお示しさせていただきたいと考えております。

委員

ありがとうございました。委員におっしゃっていただいて整理できました。規制的な方法では政策的なコストが大きすぎますし、そういう流れはあると思います。そういう方向で見直していきましようというのは一つあるなと思いました。それから、環境影響評価のような規定が今のところないということでしたら、公害防止条例の見直しに入れていくのはとても大切なことだと思います。どんどん影響評価の対象になる事業が厳しくなっていて、いろんな事業が対象になってきていて、たとえば八尾市さんにある施設じゃなくても八尾市さんにも影響が及ぶと思われた時は意見をいうことができるというようなこともありますので、そういう規定はもっておいた方が絶対いいと思います。どうもありがとうございました。

委員

資料3の2枚目で、中核市移行時には、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可の権限についても本市に移譲され、とありますよね。瀬戸内海の特別措置法に関して、八尾市はどんな権限になるのかを教えて欲しい。

事務局 瀬戸内海環境保全特別措置法、通称、内海法と我々呼んでいるんですけども、水濁法に非常に似た法令でありまして、排水量の大きな事業所に関して、水濁法は届出制、内海法は許可制度をとっております。従来は大阪府に権限がありましたが、中核市移行により八尾市が権限を持つというものであります。この説明でよろしいでしょうか。

委員 八尾市の事業所がなぜ対象となってくるのか、有害物質が対象なのか。

事務局 有害物質ということではなくて、瀬戸内海は海水の入れ替わりが何十年に1回という閉鎖的水域であります。八尾市と瀬戸内海とどういう関係があるのか疑問をもたれるかもしれませんが、八尾市の河川は大阪湾につながっており瀬戸内海に悪影響を及ぼすというところで八尾市も対象区域になります。

委員 川でつながっているという関係で、八尾市も対象となるということですね。

事務局 おっしゃる通りでございます。

会長 他に意見はございますでしょうか。どうぞ。

委員 市民として率直な意見なのですが、八尾市公害防止条例という言葉聞きまして、私は環境保全という形ですずっと関わってきましたので、まだまだ公害防止というような名前がすごくしっかり生きていて規制、規制といった言葉が出てきていてすごくびっくりしました。以前、平成8年前後あたりでは、環境学習ということで、子供たち小学生と中学生と環境学習をやってきた経過があります。大人たちも子供たちも5感で感じる意識する環境を考えていきましょうということをやっていました。公害という言葉よりも保全していこうというような気持ちでしてきましたし、全体を見渡していこう、細かいこと一つ一つよりも全体を含めた上でじゃあどうなっていけばいいのかを考えていく意識をみんなで持ちましょうということをしていて、しばらくは他の仕事もしておりましたので、実際の学習は少なくなってしまうんですけど。今日は審議会でここに来させていただいて、かなり目の前にいろんな資料がありまして、個別にいろんなことがあるんですけども、第1回目という形であると、委員みんなで八尾の現状がどうなっているのかをもっと分かった上で、どういったことが問題になって

きているのか。実際、公害防止条例が制定されて、ずいぶん経ってきて、どんなことが見えてきたのか、どういうことが問題になってきたのかのを分かった上で、じゃあそのところを判断した上で評価をして、これからどうしていこうか考えていく、もっともっと俯瞰的な感じで、目に見えるような、八尾ではこんなことがありますよということがもっと分かった上で文言を見ると、もっとよく分かったんじゃないかと。これから家に帰って、もう一回全部資料を眺めまわしても中々大変だと思いますし、もう少しそのあたり事務局の方をお願いしたいと思います。八尾はどうなんだということをまず見せていただきたいと思います。

事務局 申し訳ございません。おっしゃる通りだと思います。今回は我々も視野が狭くなったところもあります。まずは公害防止条例とは何かをご理解いただきたく資料作成を進めていたわけですけれども。それ以外の要因ですね、先ほどご指摘ありましたように、人口減少の問題でありますとか、そもそも八尾市の人口は何万人なのか。住工混在と申しましたけれども、こういった都市計画区域の配置になっているのか。今後の議論を深めていくなかで、そういった情報も今回は準備できませんでしたけれども、第2回目以降は準備させていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。ご指摘ありがとうございました。

委員 今回初めて委員させていただきました、ここにくるまで条例を見直すということでの審議会と聞いていたんですけど、実際どの程度の話をするのかまったく分かっていなかったの、次回よろしければ前日でもいので、軽く概要の資料をいただければ、基礎知識が入れてこれて、まともな意見ができたと思います。

事務局 その点は誠に申し訳ありませんでした。今後は事前に当日の資料でありますとか情報提供させていただきますのでよろしくお願いいたします。

会長 他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。今日は状況を説明していただいて、みなさんどういことが必要なのかという質問が中心でしたけど、ある程度ご理解いただけたのではないかと思います。次回以降、具体的な案が出てくる中で方向性が見えてくると思います。皆様、長時間にわたり活発にご議論頂き有難うございました。



会長            それでは、本日の審議会はこれを持ちまして「閉会」と致します。